大分大学教育学部附属幼稚園園則

平成１６年４月１日制定
平成１６年教育福祉科学部規程第２３号

（趣旨）
第１条　この園則は，大分大学学則（平成１６年規則第８号）第４条第４項の規定により，大分大学教育学部附属幼稚園（以下「附属幼稚園」という。）に関し必要な事項を定める。

（目的）
第２条　附属幼稚園は，義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして，幼児を保育し，幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて，その心身の発達を助長するとともに，次の各号に掲げる任務を果たすことを目的とする。
（１）　教育学部における幼児の保育に関する研究に協力し，教育学部の計画に従い，学生の教育実習の実施に当たること。
（２）　保育の理論的，実証的研究を行うとともに，他の幼稚園との保育研究の協力及び保育研究の成果の交流を行うこと。
（３）　地域の先進的・先導的なモデル校として，地域の教育委員会等と連携して研究実践し，情報を発信する。

（保育期間）
第３条　附属幼稚園の保育期間は，２年又は３年とする。

（収容定員及び学級数）
第４条　附属幼推園の収容定員及び学級数は，次表のとおりとする。

区　分	収容定員	学級数
３歳児	２６人	1
４歳児	４８人	2
５歳児	４８人	2

（職員）
第５条　附属幼稚園に，園長，教頭，教諭，養護教諭（養護教諭免許状を有する臨時講師を含む。以下同じ。）及び事務職員を置く。
２　園長は，教育学部長の監督の下，園務をつかさどり職員を監督する。
３　園長は，附属学校園連携統括長と大分大学教育学部附属学校園連携統括長規程（平成２７年教育福祉科学部規程第６号）第２条に規定する事項について協議し，推進する。
４　教頭は，園長を助け，園務を整理し，及び必要に応じ幼児の保育をつかさどる。
５　教諭は，幼児の保育をつかさどる。
６　養護教諭は，幼児の養護をつかさどる。
７　事務職員は，事務に従事する。

（主任）
第６条　附属幼稚園に，教務主任，研究主任，教育実習主任及び人権・同和教育主任を置き，教諭をもって，これに充てる。
２　教務主任は，園長の監督を受け，保育計画の立案その他の教務に関する事項について連絡調整及び指導，助言に当たる。
３　研究主任は，園長の監督を受け，研究計画の立案その他の研究推進に関する事項について連絡調整及び指導，助言に当たる。
４　教育実習主任は，園長の監督を受け，学生の教育実習に関する事項について連絡調整及び指導，助言に当たる。
５　人権・同和教育主任は，園長の監督を受け，人権・同和教育に関する事項について連絡調整及び指導，助言に当たる。

（主任の任命及び任期）
第７条　前条に規定する主任は，園長が命ずる。

第８条　主任の任期は，毎年４月１日から１年とする。ただし，再任することを妨げない。
２　任期の中途において主任を命ぜられた者の任期は，前任者の残任期間とする。

（職員会議等）
第９条　附属幼稚園に，園長の職務の円滑な執行に資するため，職員会議及び運営委員会を置くことができる。
２　職員会議及び運営委員会の運営等に関し必要な事項は，別に定める。

（学校評議員）
第１０条　附属幼稚園に，園長が園運営に関し意見を求めるため，学校評議員を置く。
２　学校評議員に関する事項については，別に定める。

（学校評価）
第１１条　附属幼稚園は，教育活動その他園運営の状況について，自ら評価を行い，その結果を公表するものとする。
２　前項の規定による評価の結果を踏まえた附属幼稚園の園児の保護者その他の附属幼稚園の関係者（以下「学校関係者評価員」という。）による評価を行い，その結果を公表するように努めるものとする。
３　園長は，前二項の規定による評価を行った場合は，その結果を教育学部長に報告するものとする。
４　学校評価及び学校関係者評価員に関する事項については，別に定める。

（学年）
第１２条　学年は，４月１日に始まり，翌年の３月３１日に終わる。

（学期）
第１３条　学年を分けて次の学期とする。
第１学期　４月１日から８月３１日まで
第２学期　９月１日から１２月３１日まで
第３学期　１月１日から３月３１日まで

（休業日）
第１４条　学年中の休業日は，次の各号のとおりとする。
（１）　国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に定める休日
（２）　日曜日及び土曜日
（３）　開学記念日　１０月１日
（４）　学年始めの休業　４月１日から４月７日まで
（５）　夏季休業　７月２１日から８月３１日まで
（６）　冬季休業　１２月２５日から１月７日まで
（７）　学年末休業　３月２５日から３月３１日まで
（８）　その他園長が特に休業を必要と認める日
２　園長は，保育上必要であり，かつ，やむを得ない理由があるときは，休業日を変更することができる。
３　非常変災その他急迫の事情があるときは，園長は，臨時に保育を行わないことができる。

（入園の時期）
第１５条　入園の時期は，学年の始めとする。

（入園，退園許可）
第１６条　入園は，入園志願者について選考を行い，園長が許可する。
２　選考の方法については，別に定める。

（退園）
第１７条　退園しようとする者は，その事由を付して園長に願い出て，その許可を受けなければならない。

（休園）
第１８条　病気その他の理由により，幼児が長期間にわたって通園することが困難であると認められるときは，当該幼児の保護者は，所定の休園願に医師の診断書を添えて願い出，園長の許可を受けなければならない。

（復園）
第１９条　休園理由が消滅したときは，当該幼児の保護者は，所定の復園願に医師の診断書を添えて速やかに願い出，園長の許可を受けなければならない。

（転入園）
第２０条　園長は，園児に欠員がある場合は，転入園を許可することができる。
２　転入園に関し必要な事項は，別に定める。

（検定料）
第２１条　入園を志願する者は，入園願書に添えて検定料を納めなければならない。

（入園料）
第２２条　入園料は，入園を許可するときに徴収する。
２　前項の規定にかかわらず，子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号。以下「支援法」という。）第３０条の１１第３項の規定により，附属幼稚園が保護者に代わって施設等利用費の支給を受けた場合は，入園料から当該施設利用費を控除した額を徴収するものとする。
３　前項の場合において，幼児の休園等により当該施設等利用費が支給されないときは，その相当額を徴収するものとする。

（保育料）
第２３条　保育料は，年額の２分の１に相当する額を次の２期に分けて徴収する。
　前期　４月１日から４月３０日まで
　後期　１０月１日から１０月３０日まで
２　園児（保護者を含む。）の申出があったときは，前項の規定にかかわらず，前期に係る保育料を徴収するときに，当該年度の後期に係る保育料を併せて徴収するものとする。
３　入園年度の前期又は前期及び後期に係る保育料については，第１項の規定にかかわらず，入園を許可される者の申出があったときは，入園を許可するときに徴収するものとする。
４　支援法第３０条の１１第３項の規定により，附属幼稚園が保護者に代わって施設等利用費の支給を受けた場合は，保育料から当該施設利用費を控除した額を徴収するものとする。
５　前項の場合において，幼児の休園等により当該施設等利用費が支給されないときは，その相当額を徴収するものとする。

（検定料，入園料及び保育料の額）
第２４条　検定料，入園料及び保育料の額は，大分大学授業料その他の費用に関する規程（平成１６年規程第９１号）で定める額とする。

（検定料，入園料及び保育料の返還）
第２５条　既納の検定料，入園料及び保育料は，返還しない。ただし，次の各号に掲げる場合は，

当該各号に定める額を返還する。
（１）　第２２条第２項の規定により前期分の保育料を徴収する場合において，後期分保育料を併せて納付した者が，後期分保育料の徴収時期前に休園又は退園したとき　後期分の保育料に相当する額
（２）　第２２条第３項の規定により徴収する保育料について，保育料を納付した者が３月３１日までに入園を辞退したとき　その者の申出により当該保育料に相当する額

（保育料の免除等）
第２６条　経済的理由によって納付が困難であると認められる者，その他やむを得ない事情があると認められるときは，保育料の免除又は徴収猶予をすることができる。
２　保育料の免除及び徴収猶予に関して必要な事項は，別に定める。

（教育課程）
第２７条　教育課程は，学校教育法（昭和２２年法律第２６号）及びその他の法令に基づき，園長が編成する。

第２８条　園長は，教育課程を修了したと認めた者に，修了証書を授与するものとする。

（雑則）
第２９条　この園則に定めるもののほか，附属幼稚園に関し必要な事項は，園長が別に定める。

（園則の改廃）
第３０条　この園則の改廃は，園長の申出により教育学部長が行う。

附　則
この園則は，平成１６年４月１日から施行する。

附　則（平成１８年教育福祉科学部規程第４号）
この園則は，平成１８年４月１日から施行する。

附　則（平成２０年教育福祉科学部規程第４号）
この園則は，平成２０年２月１９日から施行し，この園則による改正後の大分大学教育福祉科学部附属幼稚園園則の規定は，平成１９年１２月２６日から適用する。

附　則（平成２１年教育福祉科学部規程第１１号）
この園則は，平成２１年４月１日から施行する。

附　則（平成２７年教育福祉科学部規程第１０号）
この園則は，平成２７年４月１日から施行する。

附　則（平成２８年教育福祉科学部規程第８号）
この園則は，平成２８年４月１日から施行する。

附　則（平成２８年教育学部規程第１７号）
この園則は，平成２８年７月１日から施行する。

附　則（平成２８年教育学部規程第２８号）
この規程は，平成２９年１月１日から施行する。

附　則（平成２９年教育学部規程第１号）
１　この園則は，平成２９年４月１日から施行する。
２　平成２９年度の４歳児及び５歳児の収容定員並びに平成３０年度の５歳児の収容定員は，改

正後の大分大学教育学部附属幼稚園園則第４条の規定にかかわらず，次のとおりとする。

	区　分	平成２９年度	平成３０年度
収容定員	４歳児	４４人	－
	５歳児	７０人	４４人

附　則（令和２年教育学部規程第１号）

この規程は，令和２年１月８日から施行する。

附　則（令和６年教育学部規程第４号）

１　この規程は，令和６年４月１日から施行する。

２　令和６年度の５歳児の収容定員は，改正後の大分大学教育学部附属幼稚園園則第４条の規定にかかわらず，次のとおりとする。

	区分	令和６年度
収容定員	５歳児	５６人